

議案第 33 号

令和 3 年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和 3 年 2 月 19 日提出

狭山市長 小谷野 剛

令和3年度狭山市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	60,512戸
(2) 年間総排水量	18,650,000m ³
(3) 一日平均排水量	51,096m ³
(4) 主要な建設改良事業	
① 污水管渠整備事業	193,308千円
② 雨水管渠整備事業	221,925千円
③ 污水管渠改良事業	30,800千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	3,473,179千円
第1項 営業収益	2,159,990千円
第2項 営業外収益	1,313,188千円
第3項 特別利益	1千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	3,181,744千円
第1項 営業費用	2,912,497千円
第2項 営業外費用	267,747千円
第3項 特別損失	500千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,277,215千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額29,998千円、過年度分損益勘定留保資金947,217千円、減債積立金250,000千円及び建設改良積立金50,000千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	605,729千円
第1項 企業債	427,400千円
第2項 他会計負担金	72,106千円
第3項 国庫補助金	62,600千円
第4項 工事負担金及び分担金	30,623千円
第5項 寄附金	13,000千円

支 出

第 1 款 資本的支出	1, 8 8 2, 9 4 4 千円
第 1 項 建設改良費	9 3 3, 7 9 8 千円
第 2 項 企業債償還金 (企業債)	9 4 9, 1 4 6 千円

第 5 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下水道整備事業費	千円 2 3 2, 3 0 0	普通貸借 又 は 証券発行	4. 0 % 以 内	借入先の融通条件 による。ただし、 財政の都合により 据置期間を短縮 し、若しくは繰上 償還し、又は低利 に借換えすること ができる。
流域下水道整備事業費	1 9 5, 1 0 0	同 上	同 上	同 上
計	4 2 7, 4 0 0			

(一時借入金)

第 6 条 一時借入金の限度額は、8 0 0, 0 0 0 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 職員給与費 2 4 2, 0 7 8 千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(他会計からの補助金)

第 9 条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4 0 9, 0 0 0 千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 0 条 たな卸資産の購入限度額は、1 8, 5 0 2 千円と定める。